

大分市の住民登録人口		9月30日現在
		前月比
人 口	306,114人	(+ 685)
男	148,866人	(+ 399)
女	157,248人	(+ 286)
世帯数	92,584世帯	(+ 202)

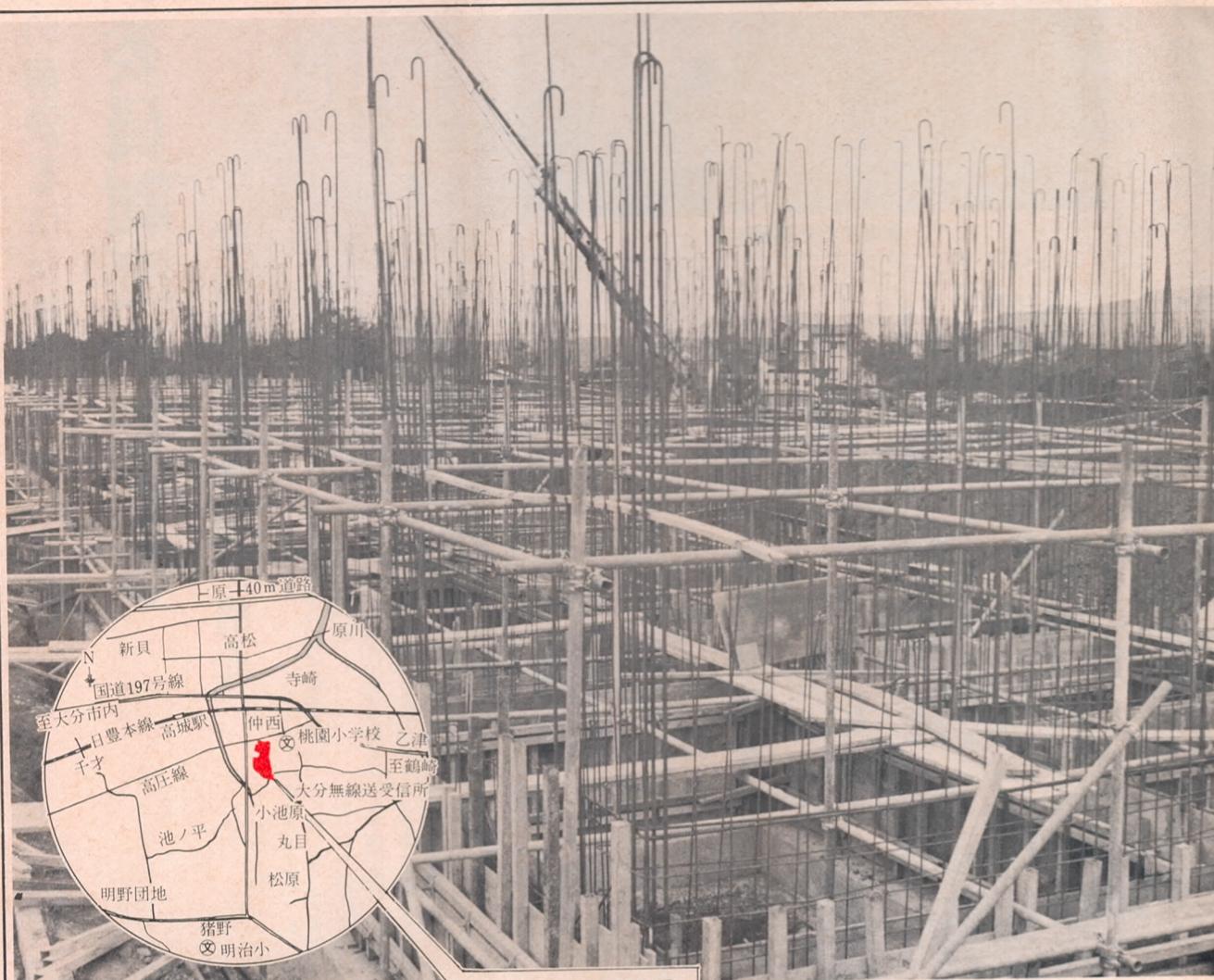
おおいた 市報

第680号

昭和49年

11月1日

発行所
大分市役所
編集責任者
大分市秘書課長
橋 本 文 治
印刷所 大分県印刷センター



小池原団地建設現場



入居募集する市営住宅

新川住宅	敷戸第2団地	小池原団地	団地名			
第2種	第1種	第2種	第1種	種別		
中層耐火5階建	簡易耐火2階建	中層耐火5階建	簡易耐火2階建	構造		
20戸	20戸	70戸	30戸	5戸	110戸	募集戸数

○第一種市営住宅は入居の申し込みをした日において三万円を
こえ五万八千円以下であること。
○第二種市営住宅は入居の申し込みをした日において三万円以
下であること。
入居者募集期日は市報でお知
らせします。

団地は市建設公社が先行取得し
た土地です。この土地は市街地から十km以
内で、標高四十mの小高い丘に位置し、バス停から団地まで約
一kmくらいです。

別表とのおりですが、五階建は
三DK、二階建は一DKとな
っています。

各種別に間取りを見ると第一
種中耐五階建は居室一、洋間、
ダイニングキッチン、浴室、洗

面所、便所で約五七畳、第一種簡耐、二階建は居室一、ダイニング、キッチン、浴室、手洗、便所フロアで約五一畳、第二種中耐五階建は居室三、ダイニングキッチン、浴室、洗面所、便所で約五四畳となっています。

入居募集は1月に行います

独自の市営住宅団地としては中ノ瀬団地の四万m²につき住宅団地となりました。

を行う

年度までには三百八十三戸の市営住宅を建設する計画です。しかし、住宅用地としての空地は限られています。また、団

よい環境をめざし
用地の先行取得を行う

SO_2 濃度 全般的に低め

大分の青空いつまでも 8月の大気測定結果

濃度は先日
ると別保
いて全般的
つていま
浮遊粉じ
学校でや
校へ生徒

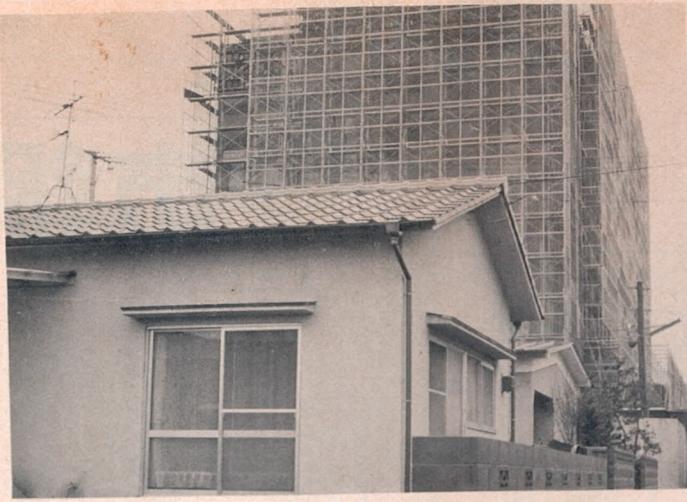
硫酸ガス
月にくらべ
学校を除
的に低くな
る。

かは全般的に
鶴崎小学校、
在小学校、三
高くなつてい
一酸化窒素
学校を除き全
ており、国立
なつてします
行支拂費不

高くなつており、日岡小学校、大佐小学校で特に濃度は南大分小一般的に高くなつて、高専で特に高くあります。

※県公害衛生センター資料会員

項目	全炭化水素濃度 (メタン換算値 PPM)			一酸化炭素濃度 (PPM)		
	7月	8月	9月	7月	8月	9月
測定場所	月					
上田市立高木中	0.5	2.1	3.4	1.7	—	1.7



市では、この十一月上旬をめどに日照調整委員制度を発足させることになりました。

日照问题是、電波障害、騒音とともに、新しい建築公害として

調整委員制度ができる

学識経験者5名で構成

て近年大きくクローズアップされきました。大都市においても、市街地における中高層建築物の著しい増加に併い、これらの建築公害による住環境の悪化を心配して建

設

反対を訴える陳情が四十七年

末ごろから急激な高まりを見せますます深刻化、複雑化の傾向を示しています。

なかでも日照阻害は、単に近隣間における利害紛争にとどまらず、地域全体の住環境の破壊となるため、日照の確保について行政上の措置を求める住民運動が数多くおきています。

しかし、これらの日照紛争は今のことろ法的な決めてとなるものがなく、その打開策としては、双方の話し合いによるほかはありません。

そこで、現在の社会情勢の中で、いくつも合法的な建築物であって、このよな住環境の問題については法以前の問題であり野放しにしておくわけにはいかないため、昨年十二月、市独自で「建築指導取扱要領」を作成し、日照紛争の事前指導と早期解決のための行政指導をしてきました。しかしこれも法律的な強い拘束力をもつものではなく、市の行政指導にも限界があります。さらに日照権という概念は司法の分野にも関係があり、行

者出席を求める、事情聴取等により話し合いの調整を行います。

それでも不調の場合、又は調整の継続が困難と判断した場合は調整を打ち切ります。

調整の申し出をする際には、照調整申出書、紛争当事者の

要書などが必要です。

市では、法律や建築行政にくわしい学識経験者5名をこの日照調整委員会に委嘱することにしています。くわしくは市建築指導課へお尋ね下さい。

専門の立場から指導及び調整を図り、建築主と近隣住民との和解が成立するよう努めることを目的に日照調整委員制度を発足させることになったのです。

この制度は、市の建築指導取扱要領に基づく一定規模以上の建築物の建築により日照等の紛争が生じた場合、市の行政指導

専門家による調査

が行われます。

この制度は、市建築指導取扱要領に基づく一定規模以上の建築物の建築により日照等の紛争が生じた場合、市の行政指導

